組事務所　市街地は禁止　障害児施設周辺など追加　西日本（福岡）21/9/3 Dfile2021.9 上　Ｐ７２

福岡県警は、暴力団事務所の開設禁止区域を拡大する県暴力団排除条例改正案の概要を新たにし、周囲200メートル以内に事務所を開設できない施設は3600カ所から12290カ所に増加する。改正案では、学校や図書館の周囲200メートルに事務所設置を禁じていたが、改正案では都市公園や体育施設や就学前の障害児発達支援施設などを追加した。これにより、暴力団の資金獲得活動が活発な都市部に拠点を作らせず、有効な暴力団対策になり、市民の安全を守れることが期待される。

【東京都議会　議事録】

暴力団の事務所設置を制限する発言はなし

【東京都の取り組み】

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/anzen/tsuiho/haijo_seitei/haijo_jourei.files/gaiyo.pdf>

東京都暴力団排除条例

暴力団事務所の開設及び運営禁止

学校等の敷地の周囲２００メートルの区域内において、暴力団事務所を開設、又は運営してはならない。